

議案第18号

第5次基山町総合計画基本計画の変更について

第5次基山町総合計画基本計画を変更するため、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年条例第13号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

基山町長 松田 一也

提案理由

第5次基山町総合計画は、平成28年度から令和7年度を目標年度とする10か年の計画で、中間年度にあたる令和2年度において中間検証を実施し、検証に基づき計画を変更するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

令和3年6月11日原案可決